

## 鳥取県発注業務における若手優良技術者表彰要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県が発注した測量等業務のうち、業務成績評定点が優良業務と同等の成績を収めたものを履行した技術者で40歳未満の者（以下「若手技術者」という。）を表彰することにより、若手技術者のモチベーション向上を図るとともに、建設コンサルタント業界全体の活性化に資することを目的とする。

### (表彰基準)

第2条 表彰は、次の各号の全てに該当する者に対して行う。

- (1) 表彰年度当初時点において40歳未満の技術者であること。
- (2) 管理技術者、主任技術者及び主任担当者のいずれかとして業務に従事した技術者であること。
- (3) 技術者状況調査報告により県に登録された技術者であること。
- (4) 過去に本表彰を受賞していない技術者であること。
- (5) 鳥取県優良業務推薦及び表彰要領（令和6年7月19日付第202400089095号県土整備部長通知）第2条に規定する審査対象業務のうち、県土整備部が発注した業務については、成績評定の総合評定点が最も高いものから順に数えて業務件数が土木関係建設コンサルタント部門で40件程度、測量等部門で20件程度となる業務に従事した技術者、農林水産部が発注した業務については両部門を通じて成績評定の総合評定点が最も高いものから順に数えて3割以内の業務に従事した技術者、その他部局等が発注したものについては表彰業務に従事した技術者であること。

### (被表彰者の決定)

第3条 県土整備部長は、前条に規定する表彰基準の要件を満たしていることを確認の上、被表彰者を選定して各所管部局長等に報告する。

- 2 各所管部局長等は、前項の報告を受けて被表彰者を決定し、表彰する。

### (表彰決定の取消)

第4条 前条第2項の表彰決定の日から表彰の日までの間に、被表彰予定者が関連する各種法令等による行政処分及び資格停止等を受けて、対象となる優良業務表彰の決定が取り消された場合は、各所管部局長等は同条第2項の決定を取り消すものとする。

- 2 被表彰者について、表彰決定の日から表彰の日までの間に表彰に不適格と思われる事項が判明した場合は、各所管部局長等は前条第2項の決定を取り消すものとする。

### (雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和6年7月19日から施行する。